

危険物を運送する現存船に対する特別要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

危険物を運送する現存船に対する特別要件に関する事項

改正理由

2008 年 11 月開催の IMO 第 85 回海上安全委員会（MSC85）において、梱包された危険物を運送する船舶に対する特別要件を規定した SOLAS 条約第 II-2 章第 19.3 規則の改正が決議 MSC.269(85)として採択されており、本改正については、既に弊会規則に取り入れられている。

当該改正は、危険物を運送する船舶に対して特別に要求される探知装置及び給水装置等の装置について、建造当時の規則に適合している場合にあっては、最新の規則への適合を要求しない方針で作成されたが、一部の装置に対して最新の規則への適合が要求されていることから、2011 年 5 月開催の IMO 第 89 回海上安全委員会（MSC89）において、これを是正するための SOLAS 条約改正案が承認されると共に、本改正が発効するまでの間、その適用を促す指針が作成され、MSC.1/Circ.1407 として回章されている。

今般、MSC.1/Circ.1407 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

危険物を運送する現存船に対する特別要件の適用を改めた。